

久喜市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

久喜市長

貴志 信智

久喜市規則第 4 1 号

久喜市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり

久喜市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市情報公開条例施行規則（平成２２年久喜市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（久喜宮代衛生組合の解散に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の日の前日までに、解散前の久喜宮代衛生組合情報公開条例施行規則（平成１４年久喜宮代衛生組合規則第１２号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。